

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付に関する据置期間延長等のご案内（重要）

あなたが借りられた新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付について、昨今の厳しい経済状況を踏まえ、厚生労働省は据置期間（返済を開始するまでの猶予期間）を令和4年3月末まで延長することを決定しました。

貸付の返済は、令和4年4月以降の開始となりましたのでご案内します。次の事項を必ずご確認ください。

1. 手続きは不要です

- このご案内により、据置期間（返済を開始するまでの猶予期間）が自動的に令和4年3月末まで延長されますので、据置期間を延長するための手続きは一切不要です。
- 償還（返済）開始は、令和4年4月以降です。

2. 償還方法は後日に郵送でお知らせします

- 償還の開始月や償還方法（指定口座からの引き落とし）等については、償還開始までに改めて兵庫県社会福祉協議会より郵送でご案内します。
- 償還の月数と月額は、お借入れ時の借用書に記入いただいたものから変更ありません。

3. 償還免除の手続き方法は未定です

- 償還が免除になる場合がありますが、そのために必要となる書類や手続き開始時期はまだ決まっていません。
- 今後、厚生労働省から具体的な手続き方法と手続きの開始時期等が示されれば、兵庫県社会福祉協議会から郵送でご案内を申し上げます。
- なお、兵庫県社会福祉協議会のホームページ上に、現時点で決まっている償還免除の要件を記載していますので、ご参照ください。

<https://www.hyogo-wel.or.jp/topics/corona.php>

4. 住所変更があれば手続きをお急ぎください

- 転居により住所が変わった場合や氏名が変わった場合は、すみやかに兵庫県社会福祉協議会に届け出をしてください。
- 住所等の変更がある場合は、まずは『特例貸付専用コールセンター』までご連絡ください。お手続きに必要な様式をお送りします。
- なお、届け出がない場合、償還免除等の重要なお案内がお届けできず、手続きができなくなる可能性がありますので、住所等の変更は必ず届け出をしてください。

本件に関するお問い合わせ

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

特例貸付専用コールセンター

電話 078-803-8230